

旧警戒区域（檜葉町）から避難した申立人ら家族の避難慰謝料について、母（X2）につき、股関節手術後の入院中に避難したため、リハビリが不十分であり歩行困難な状態での避難生活を送った期間につき月6割の増額、また、祖父（X4）及び祖母（X5）につき、高齢の祖父が持病も悪化する中でアルツハイマー病の祖母を介護しながら避難生活を送った期間につきそれぞれ月6割の増額等が認められた事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

(1) 申立人X1分

ア	精神的損害	1, 570, 000円
イ	避難費用	508, 000円
ウ	一時立入費用	210, 000円
エ	生活費増加費用	1, 190, 961円

(2) 申立人X2分

ア	精神的損害	1, 930, 000円
イ	生命・身体的損害	193, 583円

(3) 申立人X3分

ア	精神的損害	1, 570, 000円
イ	生活費増加費用	378, 218円

(4) 申立人X4分

ア	精神的損害	1, 840, 000円
イ	生命・身体的損害	342, 000円

(5) 申立人X5分

ア	精神的損害	2, 000, 000円
イ	生命・身体的損害	155, 666円

(6) 申立人ら分

	弁護士費用	300, 071円
--	-------	-----------

2 期間 自 平成23年3月11日
至 平成24年3月31日

第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金12,188,499円の支払義務のあることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として、仮払金1,886,070円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。ただし、第1項1（1）ないし（5）における各ア記載の精神的損害については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月1日

(仲介委員 山本隆幸)